

コーポレート・ガバナンスと内部統制報告制度

矢島 格

内部統制報告制度を論じる際、コーポレート・ガバナンスとの関係が引き合いに出されることが少なくない。内部統制報告制度とコーポレート・ガバナンスには、どういう関係・関連があるのであろうか？ この点に関しては、一般的な見解が定着しない状況が未だに続いているようである。

これまで、コーポレート・ガバナンスを巡って、各方面で多種多様な議論がなされており、その定義についても多くの考え方が提唱されている。こうしたなか、老平(2009)は、日本における代表的な先行研究で主張されている諸定義を整理・類型化したうえで、コーポレート・ガバナンスについて、「経営者が、企業不祥事の発生を抑制し企業競争力を促進するための経営を行うように、企業と利害関係者との関係を明確にし、経営者による企業経営を監視・牽制すること」という包括的な定義をしている。

この定義によれば、「企業不祥事の発生抑制」と「企業競争力促進」という目的のために、「利害関係者との関係の明確化」と「経営者への監視・牽制」を行なっていくのが、コーポレート・ガバナンスであると理解できよう。そして、「利害関係者との関係の明確化」とは、株主、債権者、顧客、従業員、地域住民などの利害関係者間の利害を調整し、それぞれの利害関係者の適切な経営への関与を図っていくことであり、「経営者への監視・牽制」とは、利害関係者が、監視・牽制を通じて経営者を規律づけていくことであると解釈できる。

さらに、「利害関係者との関係の明確化」と「経営者への監視・牽制」を、十分に実施させるためには、経営内容を利害関係者が適正に把握できるようにしておくことが必要になる。経営がどういう状況になっており、どのように行われているのかを利害関係者が知らなければ、利害関係者間の利害は調整できないし、経営者の規律づけにつながるような監視・牽制もできないのは、説明するまでもなからう。

ところで、経営内容に関する情報については、経営者に比べて利害関係者の方が劣後していることを忘れてはならない。いわゆる「情報の非対称性」の問題が、経営者と利害関係者との間では起きているのである。この問題に対処するため、経営内容を利害関係者に対して適正に伝える機能が求められており、財務諸表等の財務報告がその機能を担っている。つまり、信頼できる財務報告が確保されてこそ、利害関係者は、経営内容を適正に把握できるようになり、「利害関係者との関係の明確化」と「経営者への監視・牽制」を通じて、「企業不祥事発生の抑制」と「企業競争力促進」が目指せるのである。換言すれば、財務報告の信頼性が、コーポレート・ガバナンスの前提であると言えよう。

この財務報告の信頼性を目的とする制度が、内部統制報告制度である。従って、内部統制報告制度はコーポレート・ガバナンスを支える制度であり、内部統制報告制度への取組みは、望ましいコーポレート・ガバナンスの実現にとっても不可欠なのである。

【参考文献】

八田進二・町田祥弘(2007)『内部統制基準を考える』同文館出版。
老平崇了(2009)『日本型コーポレート・ガバナンスの展望と課題』『オイコノミカ』第46巻第1号、pp.39-51。